

# 運送約款

平成14年4月1日

万葉線株式会社

# 運送約款

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 この約款は、万葉線株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送及びこれに付帯する事業について合理的な取り扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

### (係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転士その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

## 第2章 旅客運送

### (運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

### (運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の法令の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が法令により持ち込みを禁止されている物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が法令により持ち込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、保護者に伴われていない小児等であって、他の迷惑となるおそれのあるとき。
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とする者に限る）の患者（これらの患者とみなされる者を含む）又は新感染症の所見がある者であるとき。

#### (運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券類の販売の制限若しくは停止、乗車する電車の指定、乗車区間の制限をすることがあります。

- 2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を事務所及び主たる停留場に掲示します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### (乗車券類の所持等)

第6条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ、乗車できません。但し、乗車後当社の係員の請求に応じて所定の運賃を支払うときは、この限りではありません。

## 第3章 乗車券類の発売等

#### (乗車券類の発売)

第7条 当社は、国土交通大臣又は北陸信越運輸局長の認可を受けて又は同運輸局長へ届け出て、乗車券類を会社の指定した場所において発売します。

- 2 当社は、定期乗車券、団体乗車券以外の乗車券類を車内でも発売します。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。
- 4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係箇所に掲示します。

#### (旅客運賃の種類)

第8条 旅客運賃の種類は、別表第1のとおりとします。

#### (乗車券の種類、年齢、発売条件等)

第9条 乗車券の種類、年齢、発売条件等は、別表第2のとおりとします。

#### (乗車券の通用期間、効力等)

第10条 乗車券の通用期間、効力等は、別表第3のとおりとします。

#### (旅客運賃の計算方法)

第11条 旅客運賃の計算方法は、別表第4のとおりとします。

#### (運輸に関する料金)

第12条 運輸に関する料金は、別表第5のとおりとします。

## 第4章 責任

### (旅客に関する責任)

- 第13条 当社は、当社の電車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が電車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに電車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。

### (異常気象時等における措置に関する責任)

- 第14条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため、一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

### (旅客の責任)

- 第15条 当社は、旅客の故意又は過失により、若しくは旅客が法令又はこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対しその損害の賠償を求めます。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この運送約款は、平成14年4月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 平成15年 4月 1日 一部改正  
平成20年 4月 1日 一部改正  
平成26年 4月 1日 一部改正  
平成30年10月 2日 一部改正  
令和 3年 8月 1日 一部改正  
令和 6年 4月 1日 一部改正  
令和 6年 9月28日 一部改正

別表 第1 (第8条)

種 別	内 容
<p>旅客運賃の種類</p>	<p>1 旅客運賃の種類は次のとおりとします。</p> <p>(1) 普通旅客運賃            イ 片道普通旅客運賃            ロ 往復普通旅客運賃</p> <p>(2) 定期旅客運賃            イ 通勤定期旅客運賃            ロ 通学定期旅客運賃</p> <p>(3) 回数旅客運賃            イ シニアおでかけ回数旅客運賃</p> <p>(4) 団体旅客運賃</p> <p>(5) 特殊割引旅客運賃            イ 被救護者割引旅客運賃            ロ 身体障害者割引旅客運賃            ハ 戦没者遺族割引旅客運賃            ニ 知的障害者割引旅客運賃            ホ 精神障害者割引旅客運賃</p> <p>(6) 貸切旅客運賃</p> <p>2 小児旅客運賃の種類は次のとおりとします。            普通旅客運賃・定期旅客運賃・団体旅客運賃について設けます。</p>

別表 第2 (第9条)

種 別	内 容
乗車券の種類、旅客の 年齢、発売条件等	<p>1 乗車券の種類</p> <p>(1) 乗車券の種類は、次のとおりとします。</p> <p>イ 普通乗車券（特別輸送等、弊社が必要とした時のみ発行）</p> <p>① 普通片道乗車券</p> <p>② 普通往復乗車券</p> <p>※特別輸送等、弊社が必要とした時以外は現金、回数券、定期券、I Cカード精算となり、①及び②は発行しない。</p> <p>ロ 定期乗車券（I Cカード「I C O C A」のみの発行とする。）</p> <p>① 通勤定期乗車券（1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月）</p> <p>② 通学定期乗車券（1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、学期、年間）</p> <p>ハ 回数乗車券</p> <p>① シニアおでかけ回数乗車券</p> <p>※令和6年9月27日に販売を終了した回数乗車券の「普通回数乗車券」、「環境割引回数乗車券」及び特殊回数乗車券について、販売済みのものは期限を定めず有効とする。</p> <p>ニ 団体乗車券</p> <p>ホ 貸切乗車券</p> <p>2 旅客の年齢</p> <p>(1) 大人・小児・幼児及び乳児の別は次のとおりとします。</p> <p>ア 大人・・・中学校に入学する年の4月1日から</p> <p>イ 小児・・・小学校に入学する年の4月1日から小学校を卒業する年の3月31日まで</p> <p>ウ 幼児・・・1歳以上小学校に入学する年の3月31日まで</p> <p>エ 乳児・・・1歳未満の者</p> <p>(2) 幼児を小児とみなして取扱う場合は次のとおりです。</p> <p>イ 幼児が単独で旅行するとき</p> <p>ロ 大人または小児1人につき、同行する幼児は2人まで無賃とし、それを超える幼児の乗車があった場合は、超えた人数は小児として取扱いする（但し、団体旅客を除く）。</p> <p>ハ 幼児が団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき</p>

種 別	内 容
	<p>3 乗車券の発売条件及び割引の適用条件</p> <p>(1) 普通乗車券の発売条件は次のとおりとします。</p> <p>イ 片道乗車券・往復乗車券 当社が特に必要と認めた場合にのみ発行する。 なお、その際は①②のとおりとする。</p> <p>① 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合。</p> <p>② 往復乗車券 復路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間経路を同じくして往復1回乗車する場合。</p> <p>(2) 定期乗車券の発売条件は次のとおりとします。</p> <p>イ 通勤定期乗車券 一定区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に、発行します。</p> <p>ロ 通学定期乗車券 指定学校の学生・生徒・児童或いは幼児が通学のため、乗車する場合で且つ指定学校が必要事項を記入して発行した通学証明書及び定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したとき発売します。</p> <p>(注) 指定学校とは、学校教育法第1条の規定による学校及び当社が指定したものを言います。</p> <p>(3) 回数乗車券の発売条件は次のとおりとします。</p> <p>イ シニアおでかけ回数乗車券 65歳以上の旅客が線内各駅相互間を乗車する旅客に対して、線内各駅相互間に有効な回数乗車券の購入の申込みをしたとき発売します。</p> <p>(4) 団体乗車券の発売条件は次のとおりとします。 行程を同じくし、かつ15人以上の旅客代表者が団体利用の申込みを行ない、当社が運送の引受けをしたものに対して適用する。 団体旅客の輸送について臨時列車の設定又は客車の増結等の特別の手配の依頼があったときは、事前に代表者からその理由の説明を受け、当社が特に必要と認めた場合のみ実施する。その実施については、当社の都合により解約することができる。 ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2</p>

種 別	内 容
	<p>条に規定する、へき地の小・中学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が15人以下であっても適用するものとする。</p> <p>イ 学生団体  指定学校の学生、生徒、児童若しくは幼児、児童福祉法第39条に規定する保育所の児童又は青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第2条に規定する青年学級のうち文部科学省の指示により都道府県教育委員会が証明した学級生徒とその付添人、当該学校、保育所若しくは青年学級の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ）及びこれと同行する旅行あっせん人によって構成された団体で、その学校、保育所又は青年学級の教職員が引率するもの、但し付添人は大人とし当該団体を構成する旅客が次の各号の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とします。  なお、旅行あっせん人は当該団体を構成する人員（旅行あっせん人を含む）が100人までのときは、2人以内とします。</p> <p>① 幼稚園及び保育所の幼児又は小学校第3学年以下の児童であるとき  ② 身体の障害又は虚弱等のため当社において付添人を必要と認めたとき</p> <p>ロ 普通団体  前号以外の旅客によって構成された団体で責任のある代表者が引率するもの</p> <p>(5) 特殊割引乗車券の発売条件</p> <p>イ 被救護者割引  ① 被救護者本人  指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用します。  ② 被救護者の付添人  被救護者が老・幼・不具のため又は逃亡のおそれがあるため当社においてこれに付添人を必要と認めたときはその付添人に対しても適用します。  なお被救護者が往路用の片道乗車券を購入する場合であっても付添人に対して往復乗車券を発売することができます。</p> <p>ロ 身体障害者割引  ① 身体障害者（単独）</p>

種 別	内 容
	<p>身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳を受けている身体障害者が社線の区間を単独で旅行する場合で、同手帳を提示したときに普通旅客運賃の割引をします。</p> <p>② 第一種身体障害者〔介護付（内部障害者を含む）〕及びその介護者                      身体障害者（介護付）がその介護者と乗車区間及びその通用期間を同一にして乗車する場合は、身体障害者本人及び介護者に対して普通・定期・回数各乗車券の割引をします。但し、小児定期乗車券については割引の取扱をしません。また、介護者に対して発売する定期乗車券については通勤定期乗車券に限るものとします。</p> <p>ハ 戦没者遺族割引旅客運賃                      靖国神社に合祀された戦没者1人について2人の遺族が靖国神社参拝するため往復する場合で所定の割引証を差し出したときに適用します。</p> <p>ニ 知的障害者割引旅客運賃                      ① 知的障害者                      ② A級知的障害者及びその介護者</p> <p>ホ 精神障害者割引旅客運賃                      ① 精神障害者                      ② 1級精神障害者及びその介護者</p> <p>へ 割引の重複適用                      イからホの割引については重複して適用しません。</p> <p>(6) 貸切乗車券の発売条件                      イ 輸送の承認                      貸切の取扱いを受けようとするときは、旅客はあらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けるものとします。</p>

別表 第3 (第10条)

種 別	内 容
乗車券の通用期間・効力	<p>1 乗車券の通用期間は次のとおりとします。</p> <p>(1) 普通乗車券の通用期間</p> <p>イ 片道乗車券の通用期間を指定した場合のほか発売当日限り とします。</p> <p>ロ 往復乗車券の通用期間を指定した場合のほか発売当日を含 め2日間とします。</p> <p>ハ 通用期間の起算日と初日の時間 通用期間の初日は時間の長短にかかわらず1日として計算 し、且つ通用期間を指定して発売したもののほか乗車券を 発売した当日から起算します。</p> <p>(2) 定期乗車券の通用期間 定期乗車券の通用期間は券面表示期間のとおりとします。</p> <p>(3) 回数乗車券の通用期間 回数乗車券の通用期間は限定しません。</p> <p>(4) 団体乗車券の通用期間 団体乗車券の通用期間はその都度定めます。</p> <p>(5) 貸切乗車券の通用期間 貸切乗車券の通用期間はその都度定めます。</p> <p>(6) 日付を跨いだ場合の一日乗車券の取扱方 (金曜深夜便) 金曜深夜便に乗車の場合は、前日 (金曜日) 日付の一日乗車 券を通用する。</p> <p>2 途中下車</p> <p>(1) 普通乗車券の途中下車 途中下車の取扱いをしません。途中下車した場合の乗車券は 前途無効とします。</p> <p>(2) 定期乗車券の途中下車 途中下車及び途中乗車は制限しません。</p> <p>(3) 回数乗車券の途中下車 途中下車の取扱いをしません。途中下車した場合の当該券片 は前途無効とします。</p> <p>(4) 団体乗車券の途中下車 その都度定めます。</p> <p>(5) 貸切乗車券の途中下車 その都度定めます。</p>

別表 第4 (第11条)

種 別	内 容										
<p>旅客運賃の計算方法</p>	<p>1 キロ程の計算方法 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロによります。</p> <p>2 運賃の端数計算 運賃計算上10円未満の端数が生じたときはこれを10円単位に切り上げます。(以下この端数計算方法を「端数計算」といいます。)</p> <p>3 普通旅客運賃計算方法</p> <p>(1) 対キロ区間制</p> <table data-bbox="678 940 1412 1164"> <tr> <td>2.0キロまで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2.0キロを超え 4.0キロまで</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>4.0キロを超え 6.0キロまで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>6.0キロを超え 8.0キロまで</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>8.0キロを超え 12.8キロまで</td> <td>400円</td> </tr> </table> <p>(2) 小児の旅客運賃計算方 小児の旅客運賃は、普通旅客運賃を折半し、端数計算した額とします。</p> <p>(3) 幼児の旅客運賃計算方 幼児の旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とします。また乳児の旅客運賃は無賃とします。</p> <p>(4) 乳児の旅客運賃 無賃とします。</p> <p>4 定期旅客運賃</p> <p>(1) 1ヵ月定期旅客運賃計算方</p> <p>イ・・・2キロまで 2キロまでの普通旅客運賃を60倍し30%を割引き、調整額を掛けて端数計算した額とします。</p> <p>ロ・・・2キロ以上 2キロまでの普通旅客運賃と2キロを超える普通旅客運賃との差額を60倍して50%を割引きしたものにイの額から調整額を引いた金額を加算し、端数計算した額とします。</p>	2.0キロまで	200円	2.0キロを超え 4.0キロまで	250円	4.0キロを超え 6.0キロまで	300円	6.0キロを超え 8.0キロまで	350円	8.0キロを超え 12.8キロまで	400円
2.0キロまで	200円										
2.0キロを超え 4.0キロまで	250円										
4.0キロを超え 6.0キロまで	300円										
6.0キロを超え 8.0キロまで	350円										
8.0キロを超え 12.8キロまで	400円										

万 葉 線 株 式 会 社 運 送 約 款

種 別	内 容											
	<p>&lt;割引率&gt;</p> <table border="1" data-bbox="671 360 1254 842"> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 360 810 600" rowspan="2">通 勤</td> <td data-bbox="810 360 1114 465">2キロまで</td> <td data-bbox="1114 360 1254 465">30%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 465 1114 600">2キロを超える部分</td> <td data-bbox="1114 465 1254 600">50%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 600 810 842" rowspan="2">通 学</td> <td data-bbox="810 600 1114 705">2キロまで</td> <td data-bbox="1114 600 1254 705">50%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 705 1114 842">2キロを超える部分</td> <td data-bbox="1114 705 1254 842">65%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3ヵ月定期旅客運賃 1ヵ月定期旅客運賃を3倍し、これを5パーセント割引し、端数計算した額とします。</p> <p>(3) 6ヵ月定期旅客運賃 1ヵ月定期旅客運賃を6倍し、これを10パーセント割引し、端数計算した額とします。</p> <p>(4) 年間定期旅客運賃 普通往復旅客運賃に100を乗じた額とする。 ただし200円区間は除く</p> <p>(5) 学期定期旅客運賃</p> <p>イ 1学期及び2学期 通用期間に3ヵ月通学定期旅客運賃を乗じ、90日で除して、端数計算した額とします。</p> <p>ロ 3学期 通用期間に1ヵ月通学定期旅客運賃を乗じ、30日で除して、端数計算した額とします。</p> <p>ハ 学期毎の通用期間。 1学期 4月8日から 7月25日まで108日間 2学期 9月1日から12月25日まで115日間 3学期 1月8日から 3月25日まで 78日間</p>		通 勤	2キロまで	30%	2キロを超える部分	50%	通 学	2キロまで	50%	2キロを超える部分	65%
通 勤	2キロまで	30%										
	2キロを超える部分	50%										
通 学	2キロまで	50%										
	2キロを超える部分	65%										

万葉線株式会社 運送約款

種 別	内 容				
	大人定期旅客運賃				
	通勤定期				(円)
	普通運賃	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	
	200	8,640	24,630	46,660	
	250	9,900	28,220	53,460	
	300	11,400	32,490	61,560	
	350	12,900	36,770	69,660	
	400	14,400	41,040	77,760	
	通学定期				(円)
	普通運賃	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年間
	200	6,170	17,590	33,320	41,150
	250	7,200	20,520	38,880	50,000
	300	8,400	23,940	45,360	60,000
	350	9,600	27,360	51,840	70,000
	400	10,800	30,780	58,320	80,000
	普通運賃	1学期	2学期	3学期	
	200	20,140	21,700	15,840	
	250	24,630	26,220	18,720	
	300	28,730	30,590	21,840	
	350	33,840	34,960	24,960	
	400	36,940	39,330	28,080	
	(6) 小児定期旅客運賃				
	小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とします。				
	5 回数旅客運賃計算方法				
	(1) シニアおでかけ回数旅客運賃				
	13券片綴りとし、発着区間の普通旅客運賃を10倍した額とします。				

種 別	内 容											
	<p>6 団体旅客運賃計算方</p> <p>(1) 運賃計算方</p> <p>ア 大人の場合 全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から下記割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とします。</p> <p>イ 小児の場合 全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から下記割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とします。</p> <p>ウ 大人・小児混乗の場合 大人・小児各別に前2項の規定によって算出した額を合計したものとします。</p> <p>(2) 団体割引率は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 別</td> <td style="text-align: center;">人 員</td> <td style="text-align: center;">15人 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">普通団体</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学 生 団 体</td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小児</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </table> <p>(3) 無賃扱人員 その構成員が25人以上100人までのときは、うち1人、101人以上のときは100人までごとに1人を加えた者を無賃とします。</p> <p>7 特殊割引旅客運賃計算方法</p> <p>(1) 特殊割引旅客運賃は所定の旅客運賃から次の割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算した額とします。</p> <p>(2) 小児特殊旅客運賃は所定の小児旅客運賃から次の割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算した額とします。</p>	種 別	人 員	15人 以上	普通団体		20%	学 生 団 体	大人	30%	小児	30%
種 別	人 員	15人 以上										
普通団体		20%										
学 生 団 体	大人	30%										
	小児	30%										

万葉線株式会社 運送約款

種 別	内 容
	<p>(3) 割引率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 被救護者割引・・・・・・・・５０％</li> <li>ロ 身体障害者割引・・・・・・・・５０％ (介護者に割引を適用する場合も同率とする)</li> <li>ハ 戦没者遺族割引・・・・・・・・５０％</li> <li>ニ 知的障害者割引・・・・・・・・５０％ (介護者に割引を適用する場合も同率とする)</li> <li>ホ 精神障害者割引・・・・・・・・５０％ (介護者に割引を適用する場合も同率とする)</li> </ul> <p>8 シニアおでかけ回数乗車券の計算方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 販売額 利用区間片道普通旅客運賃の１０倍</li> <li>ロ 回数券片数 利用区間片道普通旅客運賃の券片１３枚</li> </ul> <p>9 貸切旅客運賃の計算方</p> <p>(1) 運賃計算方 旅客車両の旅客運賃収受定員の７０％に発着区間の大人普通旅客運賃を乗じ、端数計算した額とします。</p> <p>(2) 貸切旅客運賃の最低額 最低貸切運賃の額は１７，５００円とします。</p>

別表 第5 (第12条)

種 別	内 容
<p>運輸に関する料金</p>	<p>運輸に関する料金は次のとおりとします。</p> <p>1 普通乗車券及び回数乗車券</p> <p>(1) 再收受した乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(2) 旅行開始前の乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(3) 旅行中止になる乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>2 団体乗車券</p> <p>(1) 旅行開始前の乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(2) 旅行開始後の乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(3) 人員減少による乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>3 定期乗車券 (ICカード)</p> <p>(1) 使用開始前の払い戻し手数料 1枚につき 520円</p> <p>(2) 使用開始後の払い戻し手数料 1枚につき 520円</p> <p>4 その他料金</p> <p>(1) 手回品持ち込み料1個につき 210円</p>

万葉線株式会社 運送約款

種 別	内 容
	<p>5 交通系ICカード（ICOCA）</p> <p>(1) ICカード発行時のデポジット料金（預かり金）  1枚につき 500円  ※ICカード返納時に旅客へ返金する。</p> <p>(2) ICカード（ICOCA）のSF残高払い戻しの際の手数料  1回につき 220円  ※1円単位のSF残高は10円単位に切り上げる。</p>